

広報はまだ有料広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、浜田市有料広告掲載要綱（平成19年浜田市告示第165号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、広報はまだへの有料広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報はまだに掲載する広告は、浜田市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲載の規格等)

第3条 広報はまだに掲載する広告の位置、枠数等は別表のとおりとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第4条 広告主(要綱第8条に規定する広告主をいう。以下同じ。)の募集は、広告取扱業者が(要綱第15条に規定する広告取扱業者をいう。以下同じ。)市長が決定した広告の時期、枠数、仕様等に従って行うものとする。

2 広告取扱業者は、広報はまだ有料広告掲載申込書(別記様式1)により、市長に広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の承諾)

第5条 市長は、第4条第2項の規定により申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告掲載承諾(不承諾)決定通知書(別記様式2)により広告取扱業者に通知するものとする。

(広告の制作)

第6条 広告取扱業者は、広告の版下原稿を基準及び別表に従って制作し、市長が指定する期日までに総務部総務課に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年12月28日から施行する。

(別表)

掲載位置	広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。
掲載期間	広告の掲載期間は、広報はまだ1号単位とする。ただし、継続は妨げない。
掲載規格	掲載する広告は、1枠につき縦4.5cm×横8.5cmとする。
掲載募集	募集は、1号あたり10枠以内とする。
原稿の仕様	データ（microsoft wordを原則）での提出とする。色は2色刷りとし、完成した版下での提出とする。
原稿（完成版下） の締め切り	発行日の1月前とする。

別記様式 1 (第 4 条関係)

年 月 日

広報はまだ有料広告掲載申込書

浜田市長 宇津 徹男 様

広報はまだの広告掲載を次のとおり申し込みます。

広告申込者	所在地	〒			
	名称				
	代表者職氏名	⑩			
	業種				
	担当者	部署			
		氏名			
TEL			FAX		
Eメール					

掲載希望数量	枠
掲載希望期間	年 月 日号から 年 月 日号まで
広告の内容	※ 広告原稿(図案等)を添付してください。

注意事項	1 申込みに当たっては、浜田市有料広告掲載要綱、浜田市有料広告掲載基準及び広報はまだ有料広告掲載要領の規定を遵守すること。 2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、その支払いが完了していること。
------	--

別記様式 2 (第 5 条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

有料広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日付で申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定（却下）しましたので、広報はまだ有料広告掲載要領第 5 条の規定により通知します。

記

- 1 広告媒体の種類
- 2 掲載日（期間） 年 月 日（～ 年 月 日）
- 3 規格、掲載位置等
- 4 掲載料金 円
- 5 掲載条件
- 6 その他

（却下理由）